

件名

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき

、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）の一部を次のように改正し、令和七年三月三十一日から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目次</p> <p>「第一章～第三章 略」</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>「第一節～第五節 略」</p> <p>第六節 信用リスク削減手法</p> <p>「第一款～第五款 略」</p> <p>第六款 保証及びクレジット・デリバティブ</p> <p>第一目 適格要件（第九十三条―第九十七条の二）</p> <p>第二目 「略」</p> <p>「第七款・第八款 略」</p> <p>第七節 「略」</p> <p>「第五章～第八章 略」</p> <p>附則</p> <p>（マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引）</p> <p>第八条の十三 「略」</p> <p>2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たし、かつ、同条第三項の規定に該当する場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。</p> <p>3 「略」</p> <p>（マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引）</p> <p>第十六条の十三 「略」</p> | <p>目次</p> <p>「第一章～第三章 同上」</p> <p>第四章 「同上」</p> <p>「第一節～第五節 同上」</p> <p>第六節 「同上」</p> <p>「第一款～第五款 同上」</p> <p>第六款 「同上」</p> <p>第一目 適格要件（第九十三条―第九十七条）</p> <p>第二目 「同上」</p> <p>「第七款・第八款 同上」</p> <p>第七節 「同上」</p> <p>「第五章～第八章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引）</p> <p>第八条の十三 「同上」</p> <p>2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たす場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。</p> <p>3 「同上」</p> <p>（マーケット・リスク相当額の計測対象となる内部取引）</p> <p>第十六条の十三 「同上」</p> |

2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たし、かつ、同条第三項の規定に該当する場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3 「略」

(延滞エクスポージャー)

第四十二条 第二十七条から前条まで（第三十九条を除く。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由が生じたエクスポージャー（次項から第四項まで及び次条において「延滞エクスポージャー」という。）のうち、適格金融資産担保によって信用リスクが削減されていない部分、保証を用いている場合の被保証でない部分及びクレジット・デリバティブを用いている場合のプロテクションが提供されていない部分に適用するリスク・ウェイトは、当該延滞エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額（個別貸倒引当金の額及び部分直接償却の額の合計額をいう。）の割合の区分に応じ、次の表の下欄に定めるものとする。

「表略」

「一〇三 略」

「2〇4 略」

5 第一項において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じたこと及び第一項第三号に規定する三月以上当該限度額を超過することに係る判定の

2 内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクとの間の内部取引は、前条第一項各号に掲げる要件を満たす場合に限り、マーケット・リスク相当額の計測対象に含むものとする。

3 「同上」

(延滞エクスポージャー)

第四十二条 第二十七条から前条まで（第三十九条を除く。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由が生じたエクスポージャー（次項、第四項及び次条第一項において「延滞エクスポージャー」という。）のうち、適格金融資産担保によって信用リスクが削減されていない部分、保証を用いている場合の被保証でない部分及びクレジット・デリバティブを用いている場合のプロテクションが提供されていない部分に適用するリスク・ウェイトは、当該延滞エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額（個別貸倒引当金の額及び部分直接償却の額の合計額をいう。）の割合の区分に応じ、次の表の下欄に定めるものとする。

「同上」

「一〇三 同上」

「2〇4 同上」

5 第一項において、標準的手法を採用する信用協同組合等は、金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る判定の基準として、三月以上に代えて九十日超を用いることができる。

基準として、三月以上に代えて九十日超を用いることができる。

(自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャー)

#### 第四十三条 「略」

2 前条第三項から第五項までの規定は、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーの判定について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項各号」とあるのは「第四十二条第一項各号」と、同条第五項中「第一項において」とあるのは「第四十三条第一項において」と、「第一項第三号」とあるのは「第四十二条第一項第三号」と読み替えるものとする。

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法を採用する信用協同組合等が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じ、次の表に定めるボラティリティ調整率

(自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャー)

#### 第四十三条 「同上」

2 前条第三項から第五項までの規定は、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーの判定について準用する。この場合において、前条第三項及び第四項中「第一項各号」とあるのは「第四十二条第一項各号」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

(標準的ボラティリティ調整率)

#### 第六十九条 「同上」

- 一 「同上」

|         |         |          |           |            |              |             |              |             |              |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |
|---------|---------|----------|-----------|------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|
| に該当する場合 | 六十四条第三号 | 1 の場合又は第 | 4 若しくはは 7 | 、 6   3、 6 | 6   1、 6   2 | 1、 5   1、 4 | 3 の 2   1、 4 | 1、 3   1、 2 | ) が 1   1、 2 | において同じ。 | る。以下この号 | 用するものとす | 第一項の表を準 | 又は第三十七條 | 六条第一項の表 | いては、第三十 | された格付につ | する債券に付与 | げる主体の発行 | (第三十條に掲 | 信用リスク区分 | 「略」 |
| 「略」     |         |          |           |            |              |             |              |             |              |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |     |

|         |         |          |           |            |              |             |              |             |              |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |      |
|---------|---------|----------|-----------|------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|
| に該当する場合 | 八十七条第三号 | 1 の場合又は第 | 4 若しくはは 7 | 、 6   3、 6 | 6   1、 6   2 | 1、 5   1、 4 | 3 の 2   1、 4 | 1、 3   1、 2 | ) が 1   1、 2 | において同じ。 | る。以下この号 | 用するものとす | 第一項の表を準 | 表又は第六十條 | 十九条第一項の | ついでに、第五 | 与された格付に | 行する債券に付 | 掲げる主体の発 | (第五十三條に | 信用リスク区分 | 「同上」 |
| 「同上」    |         |          |           |            |              |             |              |             |              |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |      |



る事業の大部分にわたる譲渡その他の特段の事情がある場合には、金融庁長官の承認を得たときに限り、内部格付手法に代えて標準的手法を用いることができる。

(事業法人等向けエクスポージャーのLGD)

第三百三十一条 「略」

〔2・3 略〕

4 前項の算式を用いる場合において、基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の表に掲げる担保資産の区分に応じ、同表に定めるLGD<sub>s</sub>及びボラティリティ調整率を用いるものとする。

|          |                             |                                                  |
|----------|-----------------------------|--------------------------------------------------|
| 担保資産の区分  | LGD <sub>s</sub><br>(パーセント) | ボラティリティ調整率<br>(パーセント)                            |
| 適格金融資産担保 | 零                           | 担保の種類に応じて第六十九条第一項に定めるボラティリティ調整率を第七十五条の規定により調整した値 |
| 〔略〕      |                             |                                                  |

〔5〕16 略〕

(デフォルトの定義)

第三百八十一条 「略」

〔2〕4 略〕

5 第一項の規定にかかわらず、内部格付手法を採用する信用協同組合等は、延滞又は同項第三号に規定する限度額の超過に係る判定において、次の各号に掲げる月数の長さの区分に応じ、当該各号に定める日数を用いることができる。

る事業の大部分にわたる会社分割その他の特段の事情がある場合には、金融庁長官の承認を得たときに限り、内部格付手法に代えて標準的手法を用いることができる。

(事業法人等向けエクスポージャーのLGD)

第三百三十一条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

|          |                             |                                                  |
|----------|-----------------------------|--------------------------------------------------|
| 担保資産の区分  | LGD <sub>s</sub><br>(パーセント) | ボラティリティ調整率<br>(パーセント)                            |
| 適格金融資産担保 | 零                           | 担保の種類に応じて第九十二条第一項に定めるボラティリティ調整率を第九十八条の規定により調整した値 |
| 〔同上〕     |                             |                                                  |

〔5〕16 同上〕

(デフォルトの定義)

第三百八十一条 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 第一項の規定にかかわらず、内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に掲げる延滞の月数の長さの区分に応じ、当該各号に定める日数をデフォルト事由の判定に用いることができる。

「一・二 略」

(トレーディング・デスクの要件)

第二百四十六条の九の三 「略」

2 「略」

3 トレーディング・デスクの要件は、次に掲げるものとする。

「一〇九 略」

十 一週間に一回以上の頻度でトレーディング・デスクに係るリスク管理報告書(次に掲げるものを含む。)が作成されていること。

イ 損益報告(プロダクト・コントローラー(公正価値算定結果に対する独立検証及び評価調整の役割を担う者をいう。))による定期的な検証が行われ、その結果に基づき必要な修正がされたものを含む。)

ロ 「略」

十一 「略」

(リスク・ファクターのモデル化可能性テスト)

第二百四十六条の十一の五 「略」

2 リスク・ファクターのモデル化可能性テストは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

「一〇五 略」

六 代理変数の利用に当たっては、対象となる金融商品の取引に係る地域、種類その他の性質を適切に反映し、かつ、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又

「一・二 同上」

(トレーディング・デスクの要件)

第二百四十六条の九の三 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇九 同上」

十 「同上」

イ 損益報告(プロダクト・コントローラー(公正価値算定結果に対する独立検証及び評価調整の役割を担う者をいう。))により定期的又は必要に応じて行われる検証の結果を含む。)

ロ 「同上」

十一 「同上」

(リスク・ファクターのモデル化可能性テスト)

第二百四十六条の十一の五 「同上」

2 「同上」

「一〇五 同上」

六 「同上」

はロに定める要件を満たすこと。

イ 「略」

ロ 期待ショート・フォールモデルにおいて、代理変数を用いる場合 代理変数とリスク・ファクターとの間のベータシスを特定し、当該ベータシスをモデル化可能なリスク・ファクター又はモデル化不可能なリスク・ファクターに適切に分類してマーケット・リスク相当額を計算している場合は、次に掲げるリスク・ファクターのいずれかをリスク理論損益に反映すること。ただし、当該分類が適切に行われていない場合には、代理変数のリスク・ファクターをマーケット・リスク相当額及びリスク理論損益に反映すること。

〔1〕・〔2〕 略

(カーベチャール・リスクに対するマーケット・リスク相当額)

第二百四十六条の十五の五 「略」

〔2〕・〔3〕 略

4 第二項のリスク・ファクター $\beta$ のデルタ・リスクの感応度 $(S_{Rt})$ は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

〔一〕・〔二〕 略

〔5〕・〔7〕 略

(リスク感応度方式におけるストレスを想定した相関係数)

第二百四十六条の十五の六 「略」

イ 「同上」

ロ 期待ショート・フォールモデルにおいて、代理変数を用いる場合 代理変数とリスク・ファクターとの間のベータシスを特定し、当該ベータシスをモデル化可能なリスク・ファクター又はモデル化不可能なリスク・ファクターに分類すること。この場合において、当該ベータシスがモデル化可能リスク・ファクターに分類されるときは、次に掲げるリスク・ファクターのいずれかをマーケット・リスク相当額及びリスク理論損益に反映すること。

〔1〕・〔2〕 同上

(カーベチャール・リスクに対するマーケット・リスク相当額)

第二百四十六条の十五の五 「同上」

〔2〕・〔3〕 同上

4 前項のリスク・ファクター $\beta$ のデルタ・リスクの感応度 $(S_{Rt})$ は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

〔一〕・〔二〕 同上

〔5〕・〔7〕 同上

(リスク感応度方式におけるストレスを想定した相関係数)

第二百四十六条の十五の六 「同上」

2 前項の規定により算出したマーケット・リスク相当額を同項各号に掲げるシナリオごとに合算して得た額を、当該シナリオのリスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額とする。

3 「略」

(株式リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウエイト及び相関)

第二百四十六条の十八の六 「略」

2 「略」

3 株式リスクのデルタ・リスクに用いるリスク・ファクタ間の相関係数 ( $\rho_{i,j}$ ) は、バケット番号1から13まで(バケット番号11を除く。)のいずれかに該当する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 次に掲げる要件の全てを満たす場合 九十九・九パーセント

「イ・ロ 略」

二 「略」

三 次に掲げる要件の全てを満たす場合 前号イからホまでに定める値に九十九・九パーセントを乗じた値とする。

「イ・ロ 略」

「4・5 略」

(コモディティ・リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウエイト及び相関)

2 前項の規定により算出したトレーディング・デスクごとのマーケット・リスク相当額を同項各号に掲げるシナリオごとに合算して得た額を、当該シナリオのリスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額とする。

3 「同上」

(株式リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウエイト及び相関)

第二百四十六条の十八の六 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 次に掲げる要件のいずれかを満たす場合 九十九・九パーセント

「イ・ロ 同上」

二 「同上」

三 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 前号イからホまでに定める値に九十九・九パーセントを乗じた値とする。

「イ・ロ 同上」

「4・5 同上」

(コモディティ・リスクのデルタ・リスクのバケット、リスク・ウエイト及び相関)

第二百四十六条の十八の七 「略」

〔2・3 略〕

4 前項の算式中 $p_{Ri}^{(Cry)}$ 、 $p_{Ri}^{(tenor)}$ 及び $p_{Ri}^{(basis)}$ は、次の各号に掲げる相関係数の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

〔一・二 略〕

三  $p_{Ri}^{(basis)}$  次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ 「略」

ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・九パーセント

〔5・6 略〕

(ベガ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百四十六条の十九 「略」

〔2・5 略〕

6 各リスク・クラスのベガ・リスクに用いるバケット間の相関係数 ( $\gamma_{bc}$ ) は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

〔一・三 略〕

四 証券化商品 (非 CTP) に係る信用スプレッド・リスク

第二百四十六条の十八の五第六項及び第七項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。

〔五・七 略〕

第二百四十六条の十八の七 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

〔一・二 同上〕

三 「同上」

イ 「同上」

ロ イに掲げる場合以外の場合 九十九・〇パーセント

〔5・6 同上〕

(ベガ・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百四十六条の十九 「同上」

〔2・5 同上〕

6 「同上」

〔一・三 同上〕

四 証券化商品 (非 CTP) に係る信用スプレッド・リスク

第二百四十六条の十八の五第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「デルタ・リスク」とあるのは、「ベガ・リスク」と読み替えるものとする。ただし、第一項第四号の規定による分類におけるバケット番号25とバケット番号25以外のバケット番号との間の相関係数 ( $\gamma_{bc}$ ) は、百パーセントとする。

〔五・七 同上〕

(カーベチャー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百四十六条の十九の二 「略」

2 「略」

3 各リスク・クラスのカベチャー・リスクに用いるリスク・ファクター間の相関係数 ( $\rho_{ki}$ ) は、次の各号に掲げるリスク・クラスの区分に応じ、当該各号に定めた値を二乗した値とする。

一 「略」

二 非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク 次のイ又はロに掲げる第一項第二号の規定により分類したバケットの区分に応じ、当該イ又はロの場合に応じた値とする。

イ 「略」

ロ バケット番号 17 又は 18 第二百四十六条の十八の三

第五項第一号の規定を準用して算出した  $\rho_{ki}^{(name)}$  の値

「三」六 略」

「4・5 略」

(デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出の概要)

第二百四十六条の二十 「略」

2 デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出においては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

「一・二 略」

三 証券化商品 (CTP) における非証券化商品によるヘッ

(カーベチャー・リスクのバケット、リスク・ウェイト及び相関)

第二百四十六条の十九の二 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ バケット番号 16 又は 17 第二百四十六条の十八の三

第五項第一号の規定を準用して算出した  $\rho_{ki}^{(name)}$  の値

「三」六 同上」

「4・5 同上」

(デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出の概要)

第二百四十六条の二十 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 証券化商品 (CTP) における非証券化商品によるヘッ

|                                                                                                                                        |                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| <p>ジは、デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を算出の対象とすること。この場合において、当該非証券化商品によるヘッジについては、非証券化商品におけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額に含めないこと。</p> <p>〔四〇六 略〕</p> | <p>ジは、デフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の算出を要しないこと。</p> <p>〔四〇六 同上〕</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>                                                                                                              |                                                                |